

	場 所	受付期間	受付時間	
期日前投票	桜十字ホールやつしろ多目的ホール 千丁支所1階第1会議室 鏡支所1階第1会議室 東陽支所1階小会議室 泉支所1階会議室 日奈久コミュニティセンター1階会議室	8月23日(月)～28日(土)	午前8時30分～午後8時 午前8時30分～午後5時	
	坂本地域福祉センター 坂本支所仮設庁舎会議室 振興センター五家荘1階保育室	8月23日(月)～25日(水) 8月26日(木)～28日(土) 8月25日(水)	午前8時30分～午後5時	
	移動期日前投票	仁田尾(東山本店前) 葉木(佐倉荘前) 小原(中村宅横) 坂木・保口(坂木・保口地区集会所前) 久連子(古代の里前) 中谷(瀬高地区公民館前) 中谷(下代瀬バス停前) 中谷(生名子地区公民館前) 鮎婦(大平公民館南側対岸) 中谷(さかもと青少年センター前) 藤本(下片岩地区公民館前) 藤本(坂本地区公民館前) 藤本(藤本社会教育センター前) 中津道(枳之保地区公民館前) 瀬戸石(瀬戸石地区公民館先)	8月23日(月) 8月24日(火) 8月25日(水) 8月26日(木) 8月27日(金)	午前10時45分～11時45分 午後1時45分～2時45分 午前9時30分～10時30分 午前11時30分～午後0時30分 午後2時～3時 午前9時～10時 午前11時～正午 午後2時～3時 午前9時～10時 午前11時～正午 午後2時～3時 午後4時～5時 午前9時～10時 午前11時～正午 午後2時～3時

投票所の統合・分割・変更	投票区	今 回	前 回
	第19	わらび保育園ランチルーム	北部コミュニティセンターロビー
	第24	高田コミュニティセンター研修室	高田あけぼの保育園遊戯室
	(旧)第47	坂本支所仮設庁舎会議室	下代瀬地区公民館
	第49	坂本支所仮設庁舎会議室	さかもと青少年センター
	(旧)第51	鮎婦社会教育センター	登俣地区公民館
	第52	責地区公民館	川原谷地区公民館
	第53	右岸側 49投票区に統合(坂本支所仮設庁舎) 左岸側 地域福祉センター	坂本コミュニティセンター
	第55	中津道社会教育センター	三坂地区公民館
第84	下岳保育園遊戯室	下岳保育園保育室	



未来を託す その1票

8月29日(日)

八代市長選挙、八代市議会議員一般選挙

午前7時～午後8時

※一部の投票所では時間が異なります

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎30-1663

任期満了に伴う市長選挙、市議会議員一般選挙(定数28人)は、
8月22日(日)に告示、8月29日(日)に投票・開票が行われます。

投票案内ハガキ
投票できる人に個人ごとの「投票案内ハガキ」を郵送します。ハガキに記載された投票所・投票時間を確認して投票に行きましょう。※ハガキがなくても投票所で本人確認ができれば投票できます。

投票時間が異なる投票所

旧八代市 第18、35、40、43投票区	午前7時～午後6時
坂本町 全投票区	午前7時～午後4時
東陽町 全投票区	午前7時～午後6時
泉町 第84、87投票区	午前7時～午後6時
第88、89投票区	午前7時～午後4時

開票
新型コロナウイルス感染症対策のため、一般の参観はできません。開票状況は午後10時30分から30分ごとに市ホームページに掲載します。

期日前投票・移動期日前投票
投票日に投票へ行けない人は、期日前投票を利用できます。左ページ上の表内ならどこでも投票できます。
※期日前投票を行う日に18歳未満の人は投票方法が異なります。
※本庁仮設庁舎での期日前投票はありません。

点字投票制度
目が不自由な人は点字で投票できます。点字投票用の投票用紙と点字器を準備していますので、本人または付き添い者は投票所で声掛けください。

特例郵便等投票制度(新型コロナウイルス感染症対策)
新型コロナウイルス感染症で入院や自宅療養している人または入国後の待機者はこの制度で投票できます。

代理投票制度
病气やけがなどで、1人で投票用紙に字が書けない人は、投票事務従事者が2人で立ち会い、代理で投票用紙に記入します。投票用紙への記入が困難な人は、投票時に声掛けください。

郵便等投票制度
制度対象者は自宅で投票用紙に記入し、郵便などで投票できます。投票するには、郵便等投票証明書の交付申請が必要です。対象者は次のとおりです。

身体障害者手帳を持つ人で
①両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の人
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がいの程度が1級または3級の人の人
③免疫、肝臓機能の障がいの程度が1級から3級の人

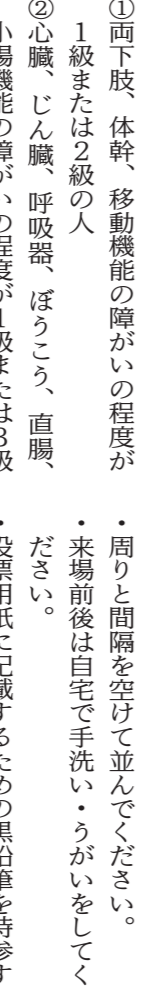
戦傷病者手帳を持つ人で
①両下肢、体幹機能の障がいの程度が特別項症から第2項症の人
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能の障がいの程度が特別項症から第3項症の人

介護保険被保険者証を持つ人で
要介護状態区分が要介護5の人

投票所での新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症対策として投票所では以下のことを実施します。
・手指消毒液の設置
・投票所内の定期的な換気
・筆記具・記載台の定期的な消毒
・従事職員のマスク・フェイスシールド着用

投票所に来場する際には以下の点に協力をお願いします。
・マスクを着用してください。
・周りとの間隔を空けて並んでください。
・来場前後は自宅で手洗い・うがいをしてください。
・投票用紙に記載するための黒鉛筆を持参することもできます。

選挙に関する情報は市ホームページに掲載しています。



要介護状態区分が要介護5の人